

戦後日本の生活改善普及事業における“農村”“農民”認識の変遷
— 公共圏からのまなざしに注目して —

岩島 史

(京都大学大学院農学研究科博士後期課程)

2012年3月



京都大学グローバル COE

「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」

Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科
Email: intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>

1. はじめに

1-1. 背景

戦後、占領軍による農村民主化政策は農村に劇的な変化をもたらした。農地改革に代表される民主化諸政策を通して、農民は経済的・社会的地位の上昇を果たしたといえる。しかし同時に、占領期は「家庭と女性への政策的介入」という点での画期でもあった（大門正克、2009、313頁）。大門は、農林省の協同農業普及事業、厚生省の保健衛生事業・家族計画、文部省の社会教育・家庭教育など、家庭や女性に対する政策がこの時期に同時にとられたこと、これらの政策には戦前からの系譜もあったが、同時に戦後のとくに占領の影響を受けたものであったことを指摘している。

本稿が対象とする生活改善普及事業（以降、生活改善事業と略す）は、1948年に公布された農業改良助長法に基づく協同農業普及事業（以降、普及事業と略す）の一部門である。普及事業はアメリカの農業普及制度をモデルに、農業改良、生活改善、青少年クラブ活動の育成を3本の柱として進められ、農地改革、農業協同組合事業と並んで農村民主化三大政策と位置づけられた。普及事業以前に、農山漁村経済更生運動や総力戦体制下でとりあげられた農村の「生活改善」は、食糧の増産確保という国家的要請のもと、国家権力を背景とした強権発動と多額の国庫補助金によって実施された「国策のための生活改善」（板垣邦子 1992,281頁）であったのに対し、戦後の生活改善事業はそれらからの決別を強く意識していた（農業改良普及事業十周年記念事業協賛会、1958、24頁）。GHQの指示のもと、アメリカで家政学の教育を受けた女性を課長に抜擢し、農民の自主的な「下からの」運動を行政が支えるという姿勢を強調するなど、占領の影響、民主化の影響をきわめて強く受けたものであった。

以上のような生活改善事業は、現在の農村女性の地位向上に一定程度の貢献をしたと評価されている。生活改善課のジェンダー観は一貫して女性というジェンダーを生活領域に結び付けており（市田知子、1995b）、男女の衡平・平等の実現という観点からみると十分なものではなかったが（天野寛子、2001）、1990年代後半から盛んになった農村女性起業による女性の活躍を支える社会的基盤になったといわれている（岩崎由美子・宮城道子 2001）。また、地域の政治的意思決定の場に参画する「女性リーダー」の育成にも大きな役割を果たした（藤井和佐 2011）。しかし他方で、生活改善事業のもつ介入的性格も指摘されている。葛西映史子(2008)は、戦後から高度経済成長期までの三重県熊野市の船漕ぎ祭りの衰退の過程が、「民主化と合理的近代化という思想を浸透させること」を目的とした生活改善事業による「『善』『欲望』『感覚』の再編」の過程であり、「国家によって提示された「道徳」や「進んだ生活」は、「改善されるべき」人々にとって強力なイデオロギーとして機能

した」ことを指摘している（葛西 2008、265 頁）。また矢野敬一(2007)は、生活改善事業による自家醸造味噌の製法指導が「農村女性にとって『栄養』や『健康』に配慮する『主婦』としての規範意識を身につけて行く回路とな」ったことを明らかにしている(矢野 2007、16 頁)。もちろんこのような介入を農村の側がすべて受け入れていたわけではなく、「官の論理」による生活改善には限界があった（田中宣一 1990、233 頁）。

本稿では、以上の先行研究の指摘を踏まえ、農村女性の地位向上と表裏一体の政策的介入として生活改善普及事業をとらえ、その介入のあり方を明らかにすることを目的とする。

1-2.課題と方法

本稿の課題は農家生活への政策的介入が、何をどのように「改善」することを意図していたのか、そしてそれは誰がすべきとされていたのか、を明らかにすることを通して国家という公共圏から農家の生活への影響力の複層的なあり方を考察することである。

本稿で対象とするのは、事業開始の 1948 年から高度経済成長を経た 1960 年代後半までである。市田(1995a)にならい、農業基本法(1961 年)の前後で区分し、かつ生活改善普及事業を含む協同農業普及事業が占領軍の強い影響を受けて始められた事業であることから、(1) 占領期(1948-52)、(2) 農業基本法制定まで(1952-61)、(3) 農業基本法制定後(1961-) の 3 つの期間に区分して考察する。分析に用いた資料は、農林省普及部が職員向けに発行した機関紙『普及だより』のほか、農林省の発行物が中心である。『普及だより』は 1949 年に発刊し、1963 年までは毎月 1 日と 15 日の 2 回、1964 年からは毎月 15 日の 1 回、毎回 2 万部を発行していた。発行からおおむね 10 日以内に普及員の手が届くようになっていたという^①。第 1 号には「普及部と各県庁の農業改良課や食糧増産技術員（将来は改良普及員）^②との間に何か連絡紙といつたものを持ちたい」、「あまり格式張らず気軽に、実用的にといふのが編集者の願い」であると発刊の意図が述べられている。普及事業関連予算の報告や新たな普及関連法令の説明、農産物価格、普及する農薬の使い方や生活改善実行グループ全国大会の報告等、普及部からの情報提供のほか、普及員や専門技術員からの投書も不定期に掲載された。

①『普及だより』第 20 号、1949、10 月。

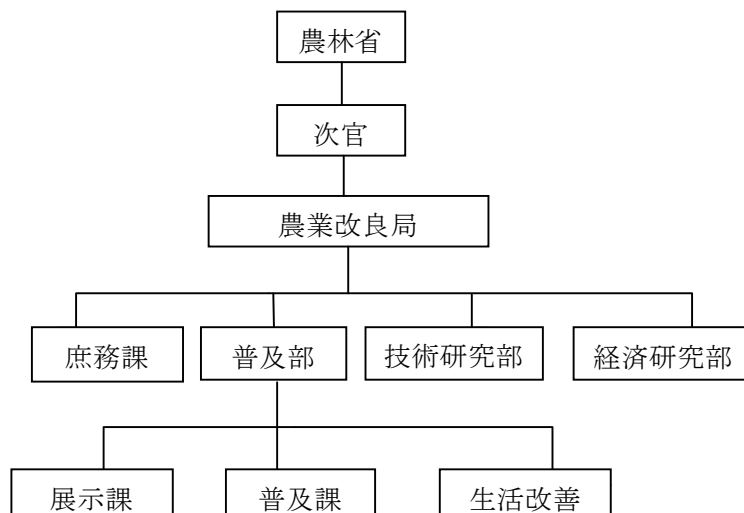
② 1949 年 1 月時点では改良普及員の第一回資格試験がまだ行なわれておらず、GHQ によって普及事業の発足にともなって廃止された指導農場の技術員を、新制度への移行までの臨時措置として「食糧増産技術員」として都道府県に配置した（農業改良普及事業十周年記念事業協賛会、1958、31-32 頁）。

2. 生活改善普及事業の概要と特徴

2-1. 組織と理念

市田(1995a)によると、生活改善普及事業の理念は、成立期(1948-1961)においては「生活技術」の普及による「生活経営の合理化」を通じて「農家婦人の地位向上」と「農村民主化」に寄与することが「最終目標」とであるとされていた。生活改善課の課長は、GHQの意向により米国への留学経験のある女性が抜擢され、1950年代においては農政内での異質性、米国との親和性に特徴付けられていた。事業開始時の組織は図1の通りである。しかし1961年に制定された農業基本法と高度経済成長を経て、その性格は変化する。基本法農政の指針は、農家と非農家の生活水準格差の縮小を農業の生産性向上と農村部のインフラ整備によって達成すべきとするものであったが、生活改善課はその方針と認識を共有し、補助事業を導入しながら「生活全体のバランス」と「個々の農家の範囲を超えて農村という地域の範囲での生活改善」を目指すようになり(市田(岩田) 1995b、126頁)、農政に「同化」していった(市田(岩田) 1995a、62頁)。

生活改善事業は、生活改良普及員が、受け持ち区域で巡回指導を行うという方法で展開された(農業改良普及事業十周年記念事業協賛会 1958、24頁)。生活改良普及員はほぼ全員が女性で都道府県ごとに試験によって採用され³、農林省および都道府県での研修を受けた高学歴のエリートたちであった。



2-2. 活動内容と手段

このような理念と目標の達成のために、具体的にはどのような働きかけがされたのか。

『普及事業の二十年』によると、活動の形態は数年ごとに以下のように変遷している。事業開始初期(1948-50)には、「一般啓蒙を主体とした活動」がされ、普及員が農家を一軒ずつ回ったり、婦人会などの会合によばれて話をするなどの方法で、「その頃の中心的な問

図1. 1948年11月時点の生活改善普及事業関連組織図
出所) 農林省大臣官房総務課(1972)、1036頁。

³ 1948(昭和23)年は150名が採用された(農業改良普及事業十周年記念事業協賛会 1958、72頁)。その後定員が増加し、1960(昭和35)年には生活改良普及員1820名が設置されていた(協同農業普及事業二十周年記念誌 1968b、91頁)。

題であったカマド改善、農繁期の保存食、台所設備の配置の工夫、作業衣の改善など、普及員の眼から見て改善の必要があると思われることを取り上げ、啓蒙活動を展開⁴した。続く「グループ育成を主体とした活動」(1951-57)では、従来の方法の効率の悪さへの反省から「意欲のある数個の部落を選んでこれを重点的に指導し、そこに生活改善グループを育成してこれを普及活動の足がかりとしていく」⁵という方法がとられた。これによって多くのグループが誕生し、生活改善グループの改善実績も顕著であったが、かならずしもそれが周りに波及していかなかったため、「地域濃密指導を主体とした活動」(1958-64)が始められた。これは単位農協または旧一カ町村単位の地域を設定し、生活改善グループを中核に改善効果が地域全体に波及するように重点的に指導を行うという方法である。1965年からは「地域活動と広域活動を組み合わせた総合的な活動」と位置付けられ、農山漁家健康管理および家族労働適正化特別事業、農山漁村生活環境整備特別指導事業など、事業に沿って活動が展開された。

一方、資金面での支援は1964年までなされなかった。普及事業は、戦時中の農業会などによる供出業務、食糧増産補助金と「権力的指導」による農事指導の「限界とその反省」を強く意識して始められたため、補助金によって農家に働きかけることには忌避感があった(農業改良普及事業十周年記念事業協賛会 1958、15頁)。したがって、生活改善はお金をかけずにできることから始め、お金が必要な場合も工夫してお金をつくりだすように指導された。

以上のような活動方法は、戦前・戦時下における農事指導、生活改善のように権力や補助金によるのではなく、「民主的」な方法で農民の「自主的」な活動を支えたいという戦後の生活改善普及事業の理念を反映したものといえる。

3. 農家生活に向けられた政策的まなざし

3-1. 占領政策と農村民主化(1948-52年)

農林省が農村の生活改善にとりくむことになったのは、GHQに強く指示されたためであった。GHQは農民の経済的地位が低く生活水準や社会的地位も低いために、農民が軍国主義的な過激な政治運動に共鳴していたと認識しており、「農地改革と農業協同組合改革の成功を確実なものにし、また改革の初期段階において、農民に彼らが獲得した地位と責任にふさわしい知識や情報を提供する」ことを目的とした普及事業の実施を強く要請した⁶。他

⁴ 協同農業普及事業二十周年記念会、1968、40頁

⁵ 同上。

(6) Agricultural Technical Assistance Programs in Japan:1945-50;NR/A mimeographed report,

方、日本側は敗戦前の 1945 年はじめごろから、戦時中の農事指導への反省を踏まえて指導農場を中心とした新たな農業技術指導体制⁽⁷⁾を独自に構想し、1945 年 12 月から実施していた。しかし 1948 年、総司令部天然資源局によって廃止を命じられ、かわって「エクステンションの有効な組織」をつくるよう指示された。総司令部の農業課研究普及班長に着任したリンゼイ・A・ブラウン氏は「指導農場の廃止を前提とする改革について、あまり積極的な態度を示さなかった農林省に対し、強力な指導力を発揮しはじめた」という（協同農業普及事業四十周年記念会、1988、26 頁）。

総予算が決まっている中で天然資源局が農業改良局に予算を回そうとするため、他局は「せっかく大蔵省で認められかかったものを曲げられて改良局へ回され」ることになった⁽⁸⁾。そのため農業改良局は他の部局から「余計なものと白眼視」され、非常にやりにくかったという⁽⁹⁾。その中でも生活改善については特に周囲の理解が得られない状況であった。当時の農業改良局長であった磯辺秀俊は次のように回想している。

「重要な会議のときに、<中略>私予算の要求を説明しまして、話がたまたま生活改善に及んで一生懸命に説明した。そうしたら大臣が、それは局長はよほど女好きだと言われた。それでみんな笑い出されて、私はもうだめだと思ってそのときはそれで終わりましたが<後略>」⁽¹⁰⁾

このように、農林省全体としては発足したばかりの生活改善事業に対して消極的で、明確な位置付けを与えていたわけではなかった。

3-2. 食糧増産期（1952-61 年）

しかし占領の終結が近づくとつれ、独立の回復に資するものとして積極的な意義付けがなされるようになる。普及事業は二つの意味で独立に貢献できるとされた。第一に、「国の独立は結局『人民の独立の気風』にあるということが出来る」ので、「普及事業は農家の自主性を通じて、国の独立に寄与することができる」⁽¹¹⁾。第二に、「食糧増産ということも、生活改善ということも、ともに経済自立に大きな貢献を果すものである」とされた。農林

10 January 1951:p2. (竹前栄治、中村隆英監修『GHQ 日本占領史 第 41 巻 農業』所収)

⁽⁷⁾ 農業技術滲透施設と呼ばれ、技術指導農場、農業技術隣保班、食糧増産実践班、普及宣伝事業の刷新の 4 つを基本構想としていた。（農業改良普及事業十周年記念事業協賛会、1958、13 頁）。この施設の内容と普及事業発足までの経緯は普及事業記念誌（10、20、40 年記念）各誌に詳細な記述があり、農林省の思い入れの強さが推察される。

⁽⁸⁾ 当時の農業改良局普及部長三宅三郎の発言（『思い出を語る』1958、33 頁所収）

⁽⁹⁾ 同上、（22 頁所収）

⁽¹⁰⁾ 当時の農業改良局長磯辺秀俊の発言（同上、p24 所収）

⁽¹¹⁾ 「講和と普及事業」『普及だより』第 66 号 1951.9 月

次官の山添利作は主務課長会議における挨拶で、日本は食糧の購入に外貨収入の約3分の1を使っている状態であり、「これではどうしても国の貿易がのびない。従つて国内産業ものびないという大きな制約になっているわけである」。また、「防衛力の漸増といつても食糧不安があつては話しにならない。国の安全保証は民族的にいつても国家的にいつても、食料に関する安全が第一要件である。そのためにはやはり自給度を急速に高めることが第一に必要」⁽¹²⁾であると述べ、貿易収支の改善による国内産業の発展と国家の安全保障のために食糧増産が必要であると論じた。また、生活改良普及員に向けても1952年4月23日生活改良普及員大会において、直接農林大臣が「食糧増産十カ年計画も五カ年計画に短縮しているのであり、皆さんの活動もこういう点に重点を置いて貰いたい」⁽¹³⁾と激励している。

この際の「生活改善」は、主に食生活の「改善」を指していた。1954年(昭和29年)には東日本における冷害対策の一環として粉食加工施設(製パン又は製麺施設)が設置されたが、設置に際して、「農家の食生活を改善することは、その質的向上をめざすことにおいて農民自身のための改善であり、また米の消費量を節減することにおいてわが国の食糧問題解決のための重要な課題⁽¹⁴⁾である。〈中略〉ことに農家への粉食導入は困難な課題とされている」⁽¹⁵⁾として、農家の食事の質的向上と並んで米の消費節約が課題とされている。食事の質的向上は、「粉食と結びつきやすい酪農食品や油脂類をとることにより、従来の米食偏重による貧弱な食物構成から合理的なものに上げることが大切である」と説明された。また、次のように食生活だけでなく、生活総てを合理化し、労働力を食糧増産のための生産に振り向けることが「生活改善」であった。

「食糧増産には労力を合理化して使わなければならないので、今迄やつてきた生活改善が眞にその力を発揮するのは今度だと思ふ。〈中略〉生活改善は食生活に限らず、衣生活、住生活をすべて合理化し、農村の労力を重点的に食糧増産にふり向けて行かねばならない。」⁽¹⁶⁾

独立国として、国内産業の発展と国の安全保障のための食糧増産という国家的課題に寄与する限りにおいて、「生活改善」の意義が語られていたといえる。

3-3.基本法農政期(1961年以降)

農業基本法を境に、農政は食糧増産主義から生産性の向上と都市農村間の格差是正へと

(12) 「普及事業に目標と眼目を」『普及だより』第84号、1952.6月

(13) 「政府は全力を挙げて支援 懇談会で語る廣川農相」『普及だより』第81号、1952.5月

(14) 下線は引用者による。以下同様。

(15) 「二つの食生活改善施設」『普及だより』第121号、1954.3月

(16) 同上。

方針を転換した。それにともない、普及事業は生産性向上のための「技術革新を遂行する主体としての農業者の育成という意味を有し、むしろ農業基本政策推進の前提とされるべきもの」と自らを位置付けている⁽¹⁷⁾。生活改善については、「栄養に対する認識や、保健衛生の面、作業衣その他の作業条件とか住居の配置その他家庭生活に対する考慮がうすく、しかもこれらに関する知識、技術の習得の機会が都会に比しはるかに恵まれていない」農家生活の「合理化を図る」ことが所得の増大を生活水準の向上に結び付けるための途であると意義づけた⁽¹⁸⁾。

また、1964年の生活改善資金の創設にあたっては、基本法制定の背景にある「若年労働力の急激な流出、兼業化の進展、労働力の老齢化、婦女子化」が「農村における切実な社会問題」であると同時に「農業総生産の維持増大をはかるうえにおいて大きな阻害要因」である⁽¹⁹⁾という認識が示されている。

「生活の向上」は、都市化を目指すのではなく農村らしさを重視すべきとされた。

「終戦後の家族制度の崩壊、生活における価値体系の変化、人口構成の変化による若手層の減少と人口の老令化、婦人就業層の激増、高度経済成長に伴う高度大衆消費傾向、等々、これらが生活の周りをゆさぶり、家族生活は根拠を失うかに見えるほど、家庭生活の機能の存在が動揺し始めている。／そこで普及事業はこの大きな課題（都市生活を含めた）に全面的に対応しようとするものではないが、一般風潮として、農家生活が都市化傾向に向おうとする路線の方向を、転換させる役割をもつべきである。／都市生活と農村生活は相互共存関係にあるはずで、農村生活が都市生活に従属するものではないはずである。皮相的な真似をしている間に、農村生活の主体性そのものを見失うことになっては大事である。」⁽²⁰⁾

戦後の家族制度の「崩壊」、少子高齢化と女性の就業率の増加、大衆消費社会等が家庭生活の危機として認識され、農村生活の都市化を防ぐことがそれらの解決に役立つと説明されている。また「家庭生活の主体性を回復」することで「その地域社会生活の発展に寄与し、且つ地域社会生活の主体性を回復する力になるはず」だと論じられた⁽²¹⁾。

4. 農村住民にむけられたまなざし—誰が改善をすべきか

農林省および占領軍は農家生活の改善に以上のような政策的意図を与えていたわけだが、

(17) 「農業基本政策と普及活動」『普及だより』第206号、1961年6月

(18) 同上。

(19) 農林大臣官房総務課（1973b、427頁）

(20) 「農村環境整備を促進 生活改善事業の方向」『普及だより』第281号、1968.7月

(21) 「農村環境整備を促進 生活改善事業の方向」『普及だより』第281号、1968.7月

ではそれを誰がするべきと考えていたのか。本節では農村住民にむけられたまなざしについて考察する。

4-1. 占領期～食糧増産期（1948-1961）

農林省はこのような改善を農民が自主的に行なうことを強調していた。『普及だより』には、農業の改善や生活の改善を「農民が自主的に」行うべきという表現がくりかえし見られる。先に述べたように、普及事業の理念は、戦前までのような上意下達式の農業指導ではなく、農民の自主性を尊重した技術・知識の普及を行なうというものであり、農民が自ら生活改善をすすめるべきであるという論理は当然のようにみえる。しかし、農民の「自主性」や「自発性」が語られた⁽²²⁾時期には表 1、図 2 のように明らかな偏りがあり、なんらかの政治的意味をもった言説⁽²³⁾として流布していたと考えられる。表 1 は『普及だより』から「自主性」「主体性」「自発性」という単語を機械的に抜き出し、1年間の総数を『普及だより』発行からほぼ 5 年ごとに 1 年間に登場した回数を比較したものである。この中で最も登場回数の多かった「自主性」について年ごとのページ数のばらつきを調整したものが図 2 である。1953 年と 57 年に多く、1950 年代の後半に偏って多くみられる。

⁽²²⁾ 例えば「何分この事業はいままでの官僚的技術指導と異なって農家の自主的な農業改良に奉仕しようという新しい構想に基づくものだけに・・・」（磯辺秀俊「普及の処方箋」『普及だより』第 2 号，1949. 1 月）、「このようにして民主的な農民，即ち知性を持った自主的な，また協力的な自営農民が形成されてゆくことを我々は経験している。」（「経営傳習農場の課題」『普及だより』第 98 号，1953.1 月）

⁽²³⁾ ここでいう言説とはフーコーの概念を念頭においており、「ある所与の時代において，あることは語ることができるの，別のことは決して語られないのは，いったいどういうことなのか」（Foucault, 1969=赤川，2006，27 頁）という言説分析の問題設定を参考にしている。

表1. 農村住民に対して「自主性」等が使われた回数

	「自主性」・ 「自主的」	「主体性」・ 「主体的」	「自発性」・ 「自発的」	計	ページ数
1949;1-3	3	0	0	3	28
1949;4-6	1	0	0	1	24
1949;7-9	0	0	0	0	24
1949;10-12	0	0	0	0	24
1953;1-3	11	0	2	13	16
1953;4-6	0	0	0	0	20
1953;7-9	2	0	0	2	24
1953;10-12	7	1	0	8	12
1957;1-3	3	0	0	3	12
1957;4-6	5	2	0	7	4
1957;7-9	3	0	0	3	20
1957;10-12	1	0	1	2	12
1961;1-3	0	0	0	0	8
1961;4-6	2	0	0	2	16
1961;7-9	0	0	0	0	8
1961;10-12	0	1	0	1	7
1968;1-3	0	0	0	0	14
1968;4-6	4	0	0	4	12
1968;7-9	2	0	1	3	16
1968;10-12	8	1	0	9	18
計	52	5	4	61	319

出所) 筆者作成

注) 『普及だより』の記述から、「自主性」、「主体性」などを用いた表現を抜き出し、その回数を3カ月ごとに数えたもの。

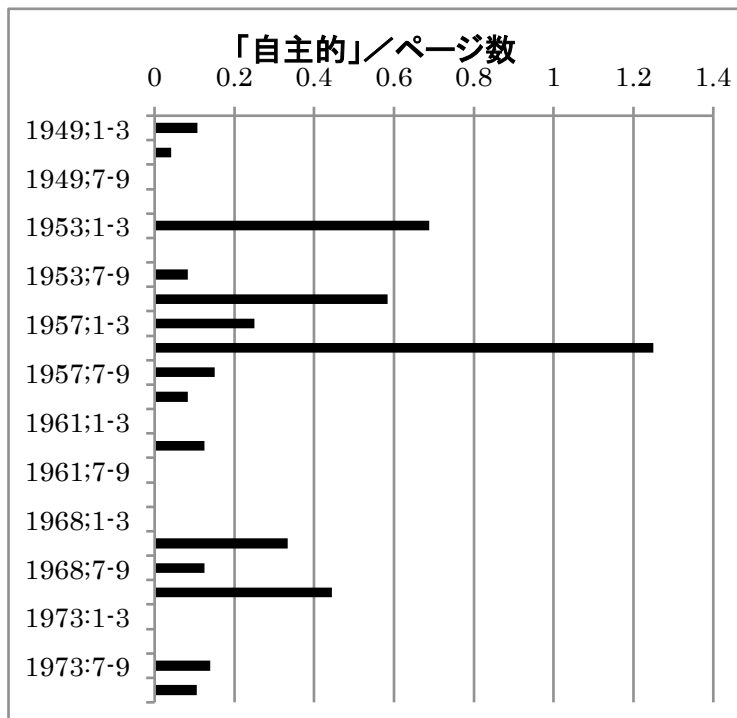


図2. 農村住民の「自主性」について述べた回数

出典) 筆者作成

注) 『普及だより』から「自主性」「自主的」という単語を使った表現の合計を3カ月ごとに算出し、それぞれの3ヶ月間のページ数の合計で割り、1ページあたりの回数を出したもの。

この時期にはまだ農家に対する生活改善のための補助金は支出されていなかった。「自主的」という言葉には、「当時の日本の指導者層の民主主義に対する熱い思いがこめられている（市田知子，1995a，36 頁）」ということも一面にはあったと考えられるが，農民に対して命令も強制もできず，補助金による奨励もできない中で食糧増産を達成しなくてはいけないという状況下のこの時期に集中して用いられた「農民の自主性」言説は，農民の労働力と生活の変革を動員する役割も担っていたといえる。

4-2. 基本法農政期（1961 年以降）

この時期には、「農民の自主性」言説は下火になっており，かわって「主婦」が生活改善の担い手として注目された。食糧増産期においては、農村女性を指すときに「主婦」という言葉が用いられる事は少なく、「婦人」「女性」「奥さん」などが一般的だった。「主婦」が使われるのは以下のような場合であった。

「これに續いて翌朝問題になった事は我々の普及の直接の對象を誰にするかということであった。新しいことに對し年寄り餘計がんだから女性青年を對象にすべきという意見と若い人はわかっても家に帰ってから實行する力をもっていないからやはり主婦を對象とすべきという意見また臺所の改善などは男がウシと言わなければならないのだからむしろ男を對象にした方がよいという意見など、<後略>」

この場合の「主婦」は単に経営主の妻を指しており、なんらかのライフスタイルや規範を含むものではなかったと考えられる。このように『普及だより』において、それまで前近代的な家族関係の被害者である「農家の嫁」としてたまに描かれるにすぎなかった農村女性が、1960 年代中頃からは「主婦」として繰返し登場する。

さきほどと同様に、『普及だより』から「主婦」という単語を抜き出すと図 3 のように、1960 年代後半以降に偏って多くみられる。

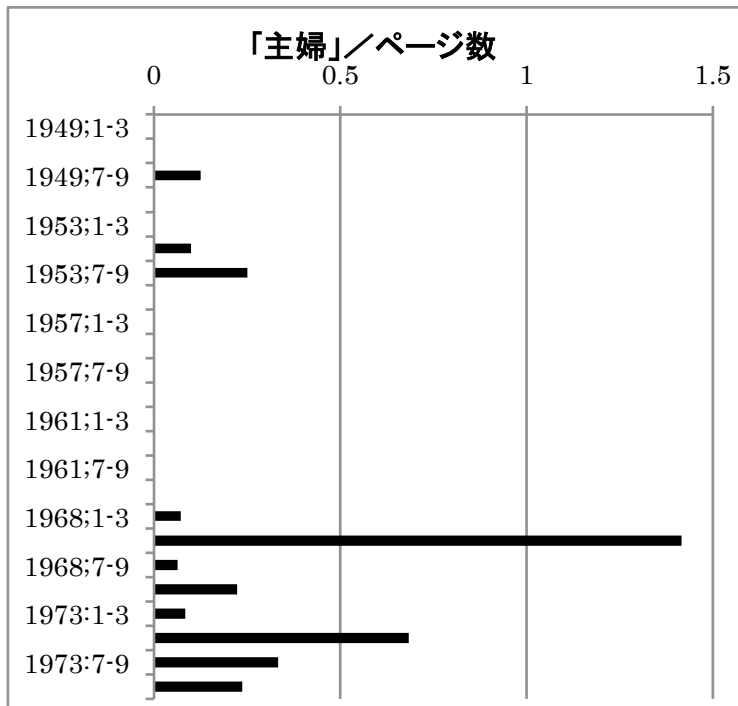


図 3. 「主婦」について述べた回数

出典) 筆者作成

注) 『普及だより』から「主婦」という単語を使った表現の合計を 3 カ月ごとに算出し、それぞれの 3 ヶ月間のページ数の合計で割り、1 ページあたりの回数

主婦は「家庭生活を経営する責任者」であり、家族の健康を守り、「近代的な村づくり」に寄与するべきであると論じられた。たとえば、1962 年 4 月の『普及だより』第 215 号では、「今日の生活改良普及員の仕事は何か!」と題して主婦農業の問題を以下のようにのべている。

「主婦が農業を主になってやっても、主婦は、家庭生活を経営する責任者であることにはかわりないし、その役目をのがれることはできません。」⁽²⁴⁾

「主婦達が農業の勉強に夢中になって、生活のことを見失ってしまうようなことがあっては家庭がメチャメチャになってしまいます。このようなむつかしい立場にある主婦達を見守り、うまく農業と生活が両立していくよう援助するのが生活改良普及員です。」²⁵

そして、労働力流出のしわ寄せによって「主婦」が過重労働になることよりも、その結果家族の健康管理がおろそかになることや「家事の粗放化」が問題であるとされた。

「さらに主婦の問題としてつけ加えたいことは、農作業のしわ寄せが家事の粗放化をまねき、このことが家族の健康管理にも影響を持つと云うことであり、農業労働と家

⁽²⁴⁾ 「今日の生活改良普及員の仕事は何か!」『普及だより』第 215 号, 1962. 4 月

²⁵ 同上。

事労働の調和が必要となってくる。」²⁶

「主婦」が家庭生活をよりよくすることで、若年層を農村にひきとめ、かつよりよい地域社会を作ることが求められていたといえる。

5. 考察

占領期には、国家の経済的自立へ寄与するものと位置付けられていたが、生活の向上は目標として語られるにとどまり、具体的に農家生活をどのように変化させることが国家の「自立」につながるのかは述べられなかった。占領軍撤退後は、独立国としての食糧問題に寄与するものと位置付けられ、具体的に食生活を変えること、より多くの労働力を提供することが求められた。独立国として、国内産業の発展と国の安全保障のための食糧増産という国家的課題に寄与する限りにおいて「生活改善」の意義が語られていたといえる。そしてこのような生活の改善を「農民が自主的に」成し遂げるべきだという言説が 1950 年代には強くみられた。当時は、直接農家に資金面での援助がおこなわれることはなく、意欲のある部落に生活改善グループを育成するという方法ではたらきかけが行われていたことを考えると、農政にとっては、補助金を出さず命令もしないという制限の中で食糧増産という明確な目標を達成する必要がある、農民の「自主性」の動員が図られていたといえる。

農業基本法制定後の 1960 年代には農村の労働力流出を食い止め、農業生産を維持するために、各家庭の生活だけでなく農村地域の生活水準を向上させることが必要とされた。農村地域社会全体をよりよいものにすることで農村からの労働力流出をふせぐことが生活改善の意義だった。そしてそれらは「家庭生活」「家族」を大切にすることと同義であるかのように説明され、家庭を守るべき「主婦」の「努力」が求められた。それまで前近代的な家族関係の被害者である「農家の嫁」と描かれていた農村女性が、「生活経営の責任者」である「主婦」として、焦点をあてられるようになる。農業生産を担いながらも家事をきちんとすること、家族の健康管理をすることを通して地域社会開発の担い手となることや農村の労働力流出を防ぐことなど、多重な役割が期待されるようになる。

昭和初期の農家では男性家長が農事・家事すべてに指揮・管理権を持ち、女性が近代家族的な「主婦」として家事や育児に指揮・管理権を持つということは農村女性にとって獲得すべき目標であった（板垣邦子 2001）ことを考えると、生活経営の「責任者」とされた点では女性の地位向上といえる。しかしこのような 60 年代の状況は、それまで親密圏の内部にのみ居場所を与えられ、その内部で完結せざるをえなかった農村女性を、家族や家庭

²⁶ 『普及だより』第 284 号、1968. 10 月

生活のケアという役割にしばりつけたまま公共圏である地域社会へ接続させ、政策目標の達成に活用しようとしていたともいえるのではないだろうか。

このような「上から」「外から」の力に対して、農村住民、とくに農村女性がどのようにそれを受け止め、事業に参画したのか、もしくはまきこまれたのかについては、今後の課題としたい。

引用文献

赤川学、2006、『構築主義を再構築する』勁草書房。

天野寛子、2001、『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ』、ドメス出版。

市田(岩田)知子、1995a、「生活改善普及事業の理念と展開」農業総合研究 49:1-63。

市田(岩田)知子、1995b、「生活改善普及事業に見るジェンダー観—成立期から現在まで—」『家族農業経営における女性の自立』pp 112-134。

市田(岩田)知子、2001、「戦後改革期と農村女性-山口県における生活改善普及事業の展開を手懸かりに」。『村落社会研究』 8:24-35。

市田(岩田)知子、2003、「日本の生活改善普及事業にみられる農村女性の組織化-生活改善から農村女性政策へ(農村女性の実態とその組織化--日本・アメリカ・フランスの比較史的検討)-」『農業史研究』(37): 1-12。

大門正克、2009、『戦争と戦後を生きる 1930年代から1955年』、小学館。

太田美帆、2008、「日本の農村生活研究と生活改善普及事業の軌跡」水野正巳・佐藤寛編『開発と農村』アジア経済研究所。pp169-217

葛西映史子、2008、「生活改善と「村」の生活変容」『環境民俗学-新しいフィールドへ』。昭和堂。

協同農業普及事業四十周年記念会編(1988)『普及事業の四十年—協同農業普及事業四十周年記念誌—』協同農業普及事業四十周年記念会

社団法人全国農業改良普及協会編(1968a)『普及事業の二十年：協同農業普及事業二十周年記念誌』協同農業普及事業二十周年記念会

社団法人全国農業改良普及協会編(1968b)『普及事業の二十年：協同農業普及事業二十周年記念誌 資料編』協同農業普及事業二十周年記念会

田中宣一、1990、「生活改善諸活動と民俗の変化」、『昭和期山村の民俗変化』、成城大学民俗学研究所編：名著出版。

農業改良普及事業十周年記念化事業協賛会編(1958)『普及事業十年』農業改良普及事業十周年記念化事業協賛会

農業改良普及事業十周年記念化事業協賛会、全国改良普及職員協議会編(1958)『思い出を語る』

- 農業改良普及事業十周年記念化事業協賛会、全国改良普及職員協議会
農林省大臣官房総務課（1972）『農林行政史第六卷』
農林省大臣官房総務課（1973a）『農林行政史第十卷』
農林省大臣官房総務課（1973b）『農林行政史第十一卷』
農林省大臣官房総務課（1975）『農林行政史第九卷』
広田照幸、2001、『教育言説の歴史社会学』、名古屋大学出版会。
藤井和佐、2011、『農村女性の社会学 地域づくりの男女共同参画』、昭和堂。
HISTORY OF THE NONMILITARY ACTIVITIES OF THE OCCUPATION OF
JAPAN,1945-1951（1990『日本占領 GHQ 正史 第41巻』）、日本図書センター。
竹前栄治、中村隆英監修（1998）『GHQ 日本占領史 第41巻 農業』、日本図書センター。
矢野敬一、2007、『「家庭の味」の戦後民俗誌 主婦と団欒の時代』青弓社。

2010年度次世代研究「戦後日本の生活改善普及事業における“農村”“農民”認識の変遷—公共圏からのまなざしに注目して—」（研究代表：岩島史）による成果である。

【メンバー】（）内は2010年度プロジェクト時点

岩島 史（京都大学大学院農学研究科博士後期課程）